

ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証

申請者 株式会社BOOSTRY

認定日等

認定：2022年●月●日
(申請：同年8月29日)

主務大臣 経済産業大臣【事業所管】 / 法務大臣【規制所管】

申請背景・実証目的

- 2020年5月1日施行の金融商品取引法の改正により、ブロックチェーン上のトークン等に有価証券を表示する「電子記録移転権利」（いわゆる「セキュリティトークン」）の制度が創設され、「信託受益権」や「集団投資スキーム（ファンド）持分」をインターネット上で譲渡できる金融規制上の枠組みが整備された。
- 一方、インターネット上で権利を譲渡する場合であっても、第三者対抗要件を備える必要は変わらないが、民法上の**債権譲渡における第三者対抗要件は、確定日付のある証書による通知又は承諾**とされており、「公証役場での確定日付の取得をする方法」又は「内容証明郵便を利用する方法」が原則的には用いられるため、**インターネット上で債権譲渡を完結することが困難**である。
- そのため、**申請者は、ブロックチェーン技術を取り入れたデジタル対抗要件システム（「E-Walletシステム」「E-Primeシステム」「実証用ibet for Fin」を総称したもの）により、権利移転の記録のみならず第三者対抗要件の具備までインターネット上で完結できるプラットフォーム提供サービスを展開することを目指しており、これが円滑に稼働するかを検証するため、実証を行うことを考えている。**

(注)

- E-Walletシステム：匿名組合契約の出資者（投資家：債権譲渡人）がトランザクションを作成するためのシステム
- E-Primeシステム：匿名組合契約の営業者（債務者）がトランザクションを作成するためのシステム
- 実証用ibet for Fin：ブロックチェーン技術を用いた「ibet for Fin」という複数のサーバで構成されるネットワークと、同じ仕組みで稼働する実証用のネットワーク
- 産業競争力強化法上の債権譲渡特例（認定新事業活動計画に従って提供される情報システムを利用した債権譲渡通知等は確定日付のある証書による通知等とみなす特例。以下「本特例」という。）が存在しており、**申請者は将来的に本特例を活用した社会実装を想定している**ため、円滑に稼働するかどうかを検証するに当たっては、本特例の要件を参照する。

ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証

実証計画（実証期間：認定後、本実証の開始の準備が完了した日から2ヶ月後の日が属する月の末日まで）

本実証では、「匿名組合出資持分に含まれる**債権**又は金銭**債権の譲渡**」を取引の対象とする。実証の流れは以下のとおり。

○ 匿名組合出資持分に含まれる債権の譲渡に関する「通知」及び「承諾」

① 匿名組合契約の出資者間で「債権の譲渡」が行われた場合、出資者から債権譲受人となる投資家に対して、以下のいずれかを行う。

- ・ 匿名組合契約の出資者（債権譲渡人）は、従来の確定日付のある証書による「通知」を行うとともに、「デジタル対抗要件システム」を利用した同一内容の「通知」を行う。

- ・ 匿名組合契約の営業者（債務者）は、従来の確定日付のある証書による「承諾」を行うとともに、「デジタル対抗要件システム」を利用した同一内容の「承諾」を行う。

② 申請者は、「デジタル対抗要件システム」において、債権譲渡人・債権譲受人・債務者に係るブロックチェーン上の記録を保管する。

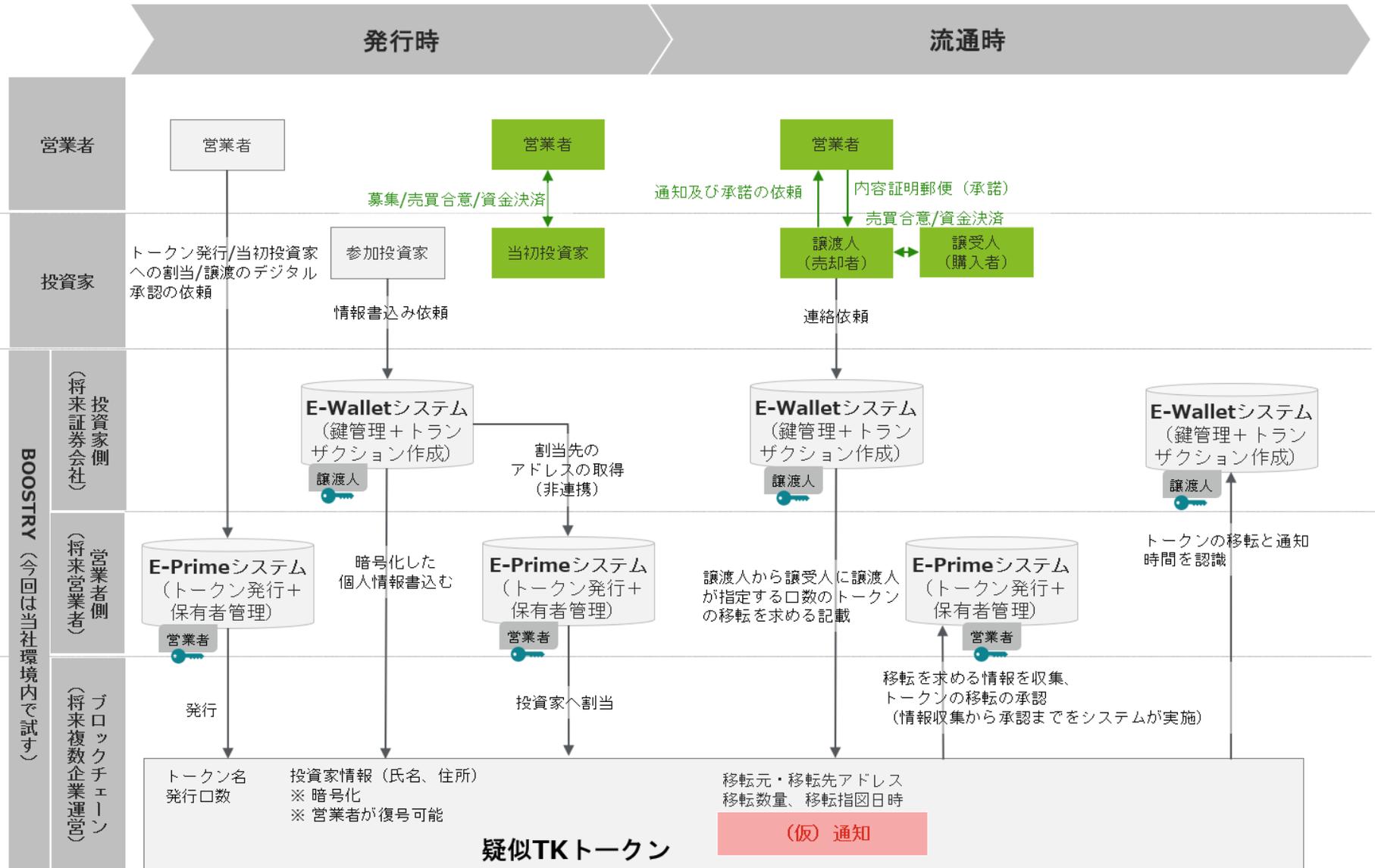
③ 申請者は、「デジタル対抗要件システム」が、本特例上の情報システムとして円滑に稼働し得ることを確認する。

○ 金銭債権の譲渡に関する「通知」及び「承諾」

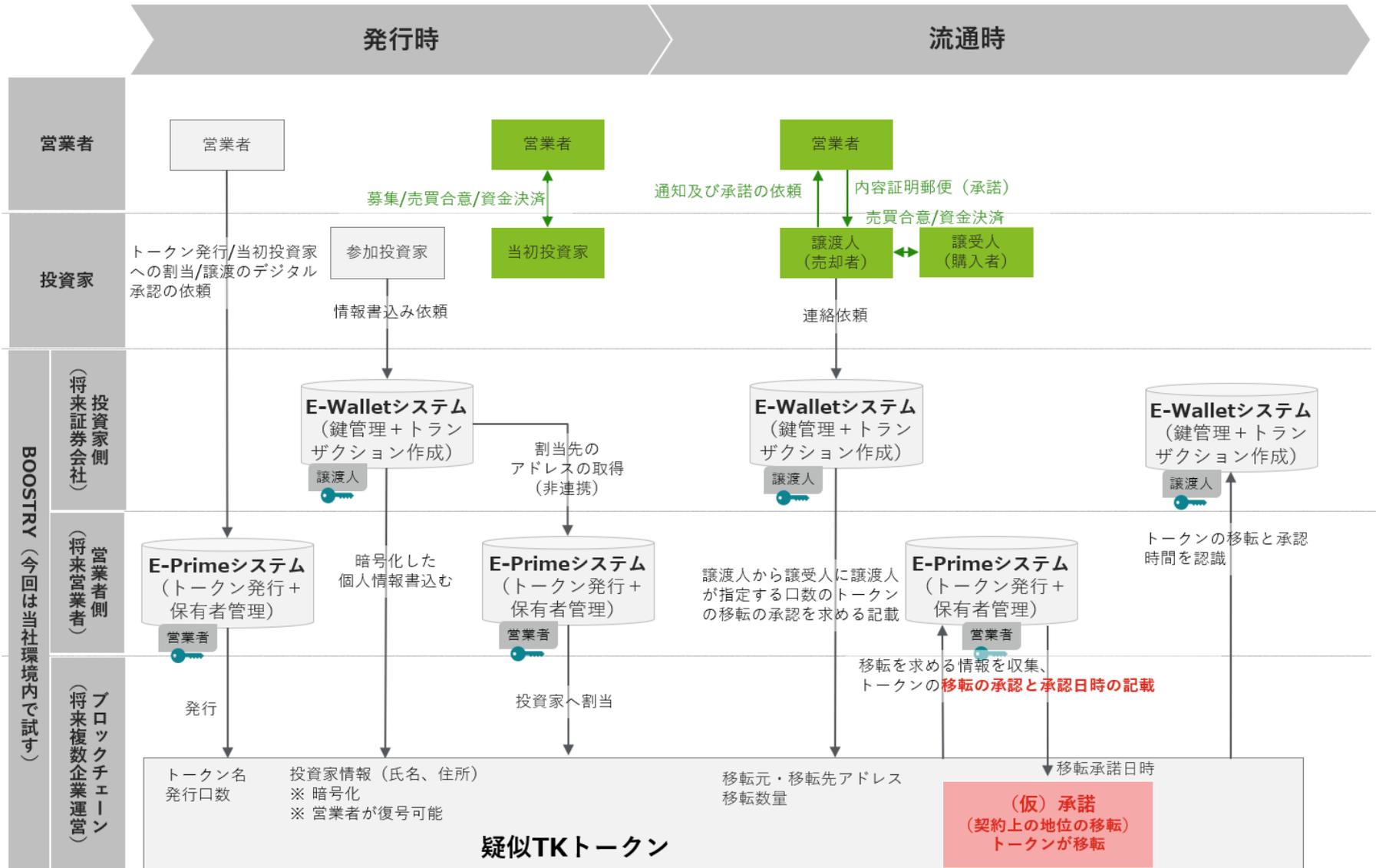
✓ 匿名組合出資持分に含まれる債権の譲渡に関する「通知」及び「承諾」の実証と**同様の実証を行う。**

※「第三者対抗要件具備」のため、「確定日付のある証書による通知・承諾」も併用するため、新技術等関係規定に違反するものではない。

<本実証の流れ（通知の方法）>



<本実証の流れ（承諾の方法）>



(参考) 関係法令等

民法 (抄)

(債権の譲渡の対抗要件)

第四百六十七条 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

民法施行法 (抄)

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス

二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス

三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス

四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス

六 郵便認証司（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ従ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

② 指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ第一項ニ規定スル指定公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報（以下日付情報ト称ス）ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ当該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル

③ 前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス

(参考) 関係法令等

産業競争力強化法（抄）

（債権譲渡の通知等に関する特例）

第十一条の二 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下この項において「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って提供する**情報システム**（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

- 一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。
- 二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2 及び 3 略

4 第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する**受益権の譲渡の通知又は承諾**について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

(参考) 関係法令等

産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令（抄）

（債権譲渡通知等の記録保存及び改変防止のための措置）

第二条 法第十一条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 認定新事業活動実施者（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。以下同じ。）が、次に掲げる事項（次号において「記録事項」という。）を記録した通知等記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して五年間保存することとしていること。
 - イ 当該債権譲渡通知等がされた日時
 - ロ 当該債権譲渡通知等の内容
 - ハ 当該債権譲渡通知等をした者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項
 - ニ 当該債権譲渡通知等を受けた者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項
- 二 債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記載した書面を交付し、又は当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。
- 三 認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って実施する新事業活動（第七号、第四条及び第六条において「新事業活動」という。）の廃止をしようとするとき、又は法第十条第二項若しくは第三項の規定により認定新事業活動計画の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の第一号の保存及び前号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。
- 四 認定新事業活動実施者が法第十一条の二第一項に規定する情報システムにおいて第一号イの日時を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。
- 五 債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第一号ハの事項が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記載されたものであるかどうかを確認することができること。
- 六 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置が講じられていること。
 - イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
 - ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
 - ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
- 七 認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格二七〇〇一に適合している旨の認証を受けていること。

様式第十四（第5条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

令和4年8月29日

法務大臣 葉梨 康弘 殿
経済産業大臣 西村 康稔 殿

住 所 東京都千代田区岩本町三丁目
9-2 PMO 岩本町4F
名 称 株式会社 BOOSTRY
代表者の氏名 代表取締役 佐々木 俊典

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の目標

(1) 背景

2019年の金融商品取引法の改正（2020年5月1日施行）により、ブロックチェーン上のトークン等に有価証券を表示する電子記録移転権利（いわゆるセキュリティトークン）の制度が創設され、信託受益権や集団投資スキーム持分をインターネット上で譲渡できる金融規制上の枠組みが整備された。一方、インターネット上で権利を譲渡する場合であっても、第三者対抗要件を備える必要があることは変わらない。民法上の債権譲渡における第三者対抗要件は、確定日付のある証書による通知又は承諾（民法第467条第2項、民法施行法第5条第1項）とされており、公証役場での確定日付の取得をする方法（民法施行法第5条第1項第2号）又は内容証明郵便を利用する方法（同項第6号）が原則的に用いられているため、インターネット上で債権譲渡を完結することは困難である¹。また、電子記録移転権利としての流通性の向上が期待されている信託受益権の譲渡についても法令で同様に定められており、集団投資スキーム持分の譲渡についても、実務上、債権譲渡における第三者対抗要件として規定されている方法を履践することがあるため、同じ問題が生じている。

これに対し、債権譲渡に係る手続も含めて、電子的なやりとりのみで迅速に手続を完結させることに対するニーズを受けて、2021年8月2日に施行された産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による産業競争力強化法の改正（以下「改正産業競争力強化法」という。）において、債権譲渡における第三者対抗要件の特例として電子的に対抗要件具備を可能とする特例が創設された。この特例に基づく電子的な対抗要件具備は、今後、上記の電子

¹ なお、平成12年の民法施行法改正により、電子的確定日付の制度が新設されたが（民法施行法5条2項・3項）、電子的確定日付の制度は、電子確定日付取得前に嘱託人による公証人への連絡や原則として公証役場窓口での手数料納付など、オフラインでの作業も求められており、電子的なやりとりのみで手続きを完結させることができず、また、業務上の負担も大きい（手続きについては、<https://www.moj.go.jp/MINJI/DENSHIKOSH0/denshikosh01-3.html>も参照）。

記録移転権利の問題に対する解決方法の1つとして期待される。

(2) 目標

申請者は、ブロックチェーン技術を取り入れたデジタル対抗要件システム²が、改正産業競争力強化法第11条の2第1項の要件を満たした「情報システム」に該当することを実証（以下「本実証」という。）することを目標とする。また、申請者は、本実証を踏まえ、同法第9条第1項における新事業活動に関する計画の認定の申請を行うことを予定している。

2. 次に掲げる新技術等実証の内容

(1) 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

申請者が提供するデジタル対抗要件システムは、ブロックチェーン技術を利用して債権譲渡の通知や承諾の日時及び内容を正確に記録し、出資者や営業者が当該記録を確認することを可能とするシステムである。

申請者は、将来的には改正産業競争力強化法上の認定新事業活動実施者として、デジタル対抗要件システムにより、権利移転の記録のみならず第三者対抗要件の具備までインターネット上で完結できるプラットフォーム提供サービスを展開することを目指している。

(2) 法第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

デジタル対抗要件システムが、改正産業競争力強化法第11条の2第1項の要件を満たし得ることを、本実証を通じて確認する。

具体的には、①債権（匿名組合出資持分に含まれる債権を含む。）の譲渡の通知や承諾（以下「債権譲渡通知等」という。）をした者及びこれを受けた者が、当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること（産業競争力強化法第11条の2第1項第1号参照）、②申請者が記録事項（債権譲渡通知等がされた日時、債権譲渡通知等の内容、債権譲渡通知等をした者を識別する事項、及び債権譲渡通知等を受けた者を識別する事項をいう。以下本(1)で同じ。）を長期間保存できる仕組みと体制があること（産業競争力強化法第11条の2第1項第1号の主務省令で定める措置等に関する省令（以下「省令」という。）第2条第1項第1号参照）、③申請者が債権譲渡通知等をした者の求めがあったときに記録事項を記載した書面を交付又は記録事項を記録した電磁的記録を提供できること（省令第2条第1項第2号参照）、④債権譲渡通知等ごとに作成される電磁的記録（以下「通知等記録」という。）を申請者から他の適切な第三者に引き継ぐことができること（省令第2条第1項第3号参照）、⑤デジタル対抗要件システムにおいて債権譲渡通知等がされた日時を記録するために用いる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること（省令第2条第1項第4号参照）、⑥債権譲渡通知等を受けた者が、記録事項における債権譲渡通知等をした者を識別する事項が債権譲渡通知等に記載された債権譲渡通知等を

² E-Wallet システム、E-Prime システム及び実証用 ibet for Fin（なお、疑義を避けるために付言すると実用化の場合は ibet for Fin を使用する。）を総称したものをいう。

なお、E-Wallet システム、E-Prime システム及び実証用 ibet for Fin については、以下のとおりである。

① 「E-Wallet システム」とは、出資者がトランザクションを作成するためのシステムをいう。

② 「E-Prime システム」とは、営業者がトランザクションを作成するためのシステムをいう。

③ 「ibet for Fin」とは、ブロックチェーン技術を用いた「ibet for Fin」という複数のサーバーで構成されるネットワークをいい、「実証用 ibet for Fin」とは、ibet for Fin と同じ仕組みで稼働する実証用のネットワークをいう。

した者のものであるかどうかを確認する仕組みがあること（省令第2条第1項第5号参照）、⑦デジタル対抗要件システムにおいて技術的な安全管理措置（(i)通知等記録を処理することができる者を限定するための仕組みがあること、(ii)不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための仕組みがあること、及び(iii)デジタル対抗要件システムが電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するための仕組みがあること）が講じられていること（省令第2条第1項第6号参照）を確認する。

上記確認事項①から確認事項⑦を確認するために、下記の手順及び措置の下で、（i）匿名組合契約の出資者たる匿名組合員（以下「出資者」という。）が匿名組合出資持分を他人に譲渡した場合における当該持分に含まれる債権の譲渡に係る当該出資者による通知若しくは債務者たる匿名組合契約の営業者（以下「営業者」という。）による譲渡の承諾又は（ii）金銭債権の債権者（以下「債権者」という。）が当該金銭債権を他人に譲渡した場合の当該債権者による当該譲渡の通知若しくは債務者（以下「債務者」という。）による当該譲渡の承諾を、デジタル対抗要件システムを利用して行う。

なお、本実証においては、出資者若しくは営業者又は債権者若しくは債務者のシステム導入コストを削減するために、デジタル対抗要件システムを用いた上記通知又は承諾は、出資者若しくは営業者又は債権者若しくは債務者から委託を受けた申請者が代行する。また、出資者若しくは営業者又は債権者若しくは債務者は、デジタル対抗要件システムによる通知又は承諾と並行して、内容証明郵便又は公証役場（以下「内容証明郵便等」という。）による確定日付のある証書により通知又は承諾を行う。

① 具体的な手順

以下、匿名組合出資持分に含まれる債権及び金銭債権の譲渡に関する本実証の内容は同じであることから、匿名組合出資持分の譲渡を念頭に記載する（下記②についても同じ。）。なお、あくまで譲渡の対象となるのは契約上の地位を含む匿名組合出資持分であるが、本実証では、匿名組合出資持分に含まれる債権の譲渡に関する第三者対抗要件としての通知及び承諾を実証の対象とする。

匿名組合出資持分に含まれる債権の譲渡におけるデジタル対抗要件システムを用いた第三者対抗要件具備の手順の主な流れは、譲受人からの通知の方法については図1、債務者による承諾の方法については図2のとおりである。

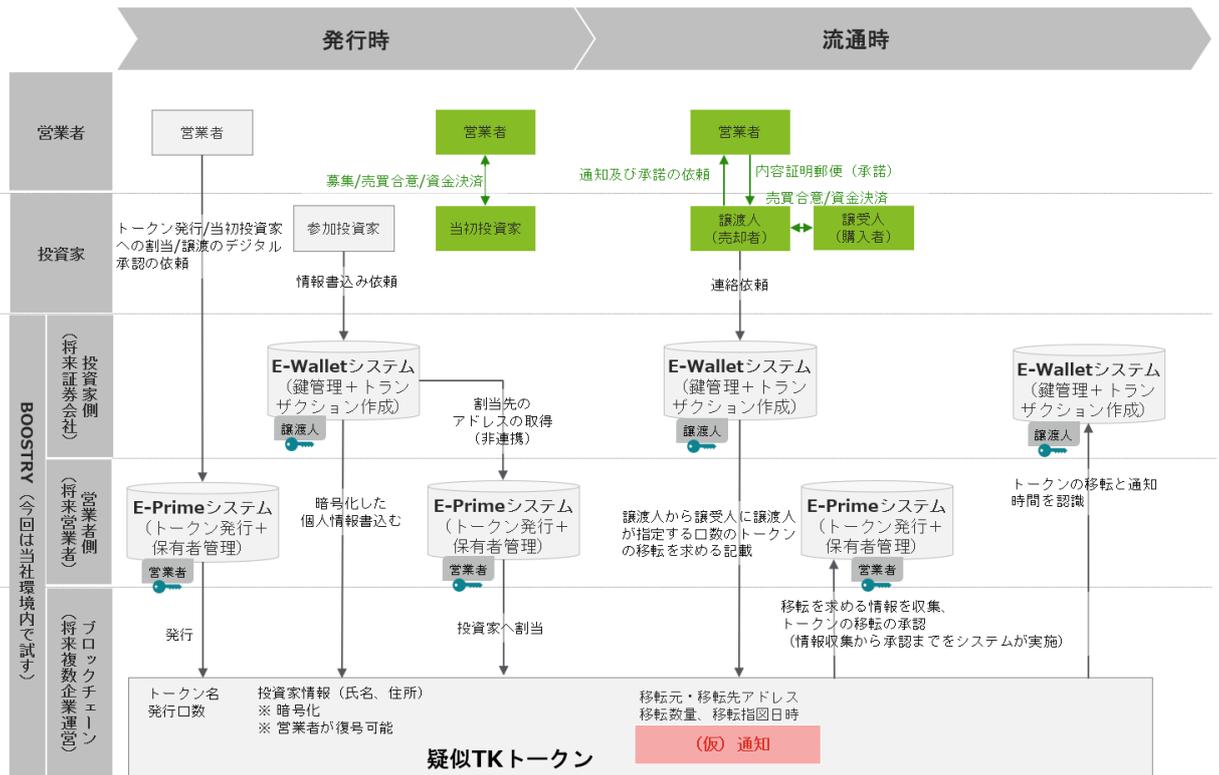


図1：実証における匿名組合出資持分の譲渡（通知の方法）

実施内容 承諾（TKの取引と対抗要件具備はシステム外）

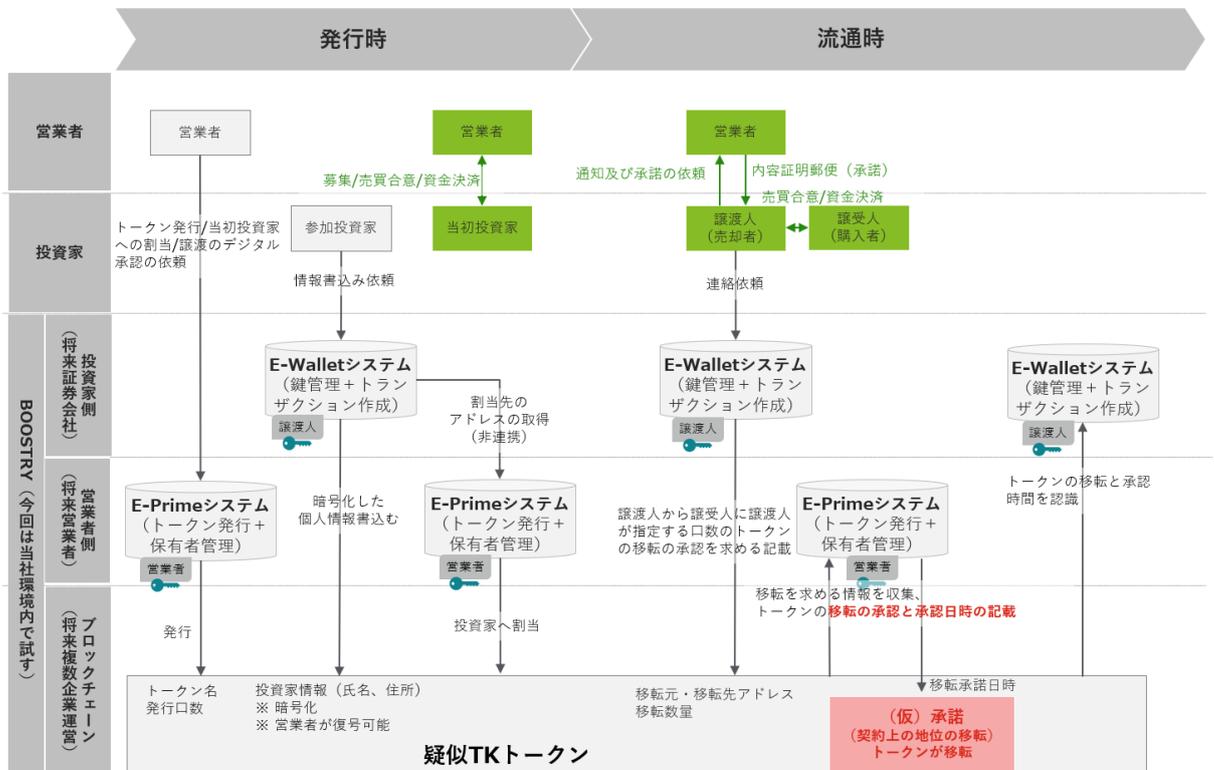


図2：実証における匿名組合出資持分の譲渡（承諾の方法）

(i) 準備段階

ア デジタル対抗要件システムにおいては、債務者承諾の方法として、営業者がE-Primeシステムの承諾ボタンを押下する承諾方法を実証することを想定している。

イ 出資者（当該出資者から委託を受けた申請者を含む。）がE-Walletシステム上で作成するトランザクション（以下「出資者トランザクション」という。）には、当該匿名組合出資持分の譲渡の内容（譲渡人（具体的には譲渡人用のアドレス）及び譲受人（具体的には譲受人用のアドレス）並びに譲渡される当該匿名組合出資持分をデジタル対抗要件システム上で特定する番号及びその数量）及び出資者による当該出資者トランザクションの作成日時が記録される。

ウ 営業者は、実証用のトークンを発行し、当初出資者に割り当てる。これにより、当該当初出資者が実証用ibet for Fin上でトークンの保有者となる。なお、実証のために匿名組合出資持分の譲渡を複数回行うことから、各譲渡における下記(ii)に記載の「出資者」は、実証用のトークンを保有する者を意味する。また、念のため付言すると、本実証においては、営業者は実証用のトークンを実証用ibet for Finに記録するが、匿名組合出資持分自体を当該トークンに表示することとはしておらず、当該トークンに表示されるものは、匿名組合出資持分の譲渡について営業者の承諾のために必要な情報であって、匿名組合出資持分そのものではない。

エ 申請者は、デジタル対抗要件システムが実用化された場合には、ibet for Fin（ibet for Finについての詳細は「<https://www.ibet.jp/ibet-for-fin>」を参照されたい。）を使用することを想定している。もともと、ibet for Finは、現在、実際に取引が行われている稼働中のネットワークであることから、既存の取引を阻害しないために、本実証においては、実証用ibet for Finとしてibet for Finと同じ仕組みで稼働する実証用のネットワークを構築する。

オ 営業者は、自らの氏名・名称等の情報（以下「営業者情報」という。）を営業者用のアドレスと紐づけた上、営業者情報及びその情報に紐づいた営業者用アドレスをE-Walletシステムに連携する。また、匿名組合出資持分の譲渡人及び譲受人は、営業者が復号可能な暗号化（当該暗号化は、営業者が公開する公開鍵を利用して暗号化を行うことで、復号可能な者は秘密鍵を保有する営業者のみに限定される。）を行った上で、自らの氏名・名称や住所・所在地等の情報（以下「譲渡人等情報」という。）を実証用ibet for Finに記録する。

これらにより、営業者は出資者トランザクションに記録された譲渡人用のアドレス及び譲受人用のアドレスから譲渡人等情報を得ることが可能になる。また、出資者は、

営業者（当該営業者から委託を受けた申請者を含む。）がE-Primeシステム上で作成するトランザクション（以下「営業者トランザクション」という。）に記録された営業者用のアドレスから、E-Walletシステムを通じて、営業者情報を得ることが可能になる。

(ii) 実行段階

(ii-A) 通知によって第三者対抗要件を具備する構成

ア 出資者は、第三者（以下「譲受人」という。）との間で、自己の保有する匿名組合出資持分を譲受人に対し譲渡する旨を合意する。

イ 出資者は、当社（出資者側）（出資者のために営業者に対して債権譲渡の承諾を依頼する出資者トランザクションを作成して、実証用ibet for Finに送付する者としての当社をいう。以下同じ。）に対して、当該匿名組合出資持分を譲受人に対して譲渡した旨を連絡する。

ウ 当社（出資者側）は、E-Walletシステムを用いて、出資者トランザクションを作成する。具体的には、E-Walletシステムにおいて、当該匿名組合出資持分の譲渡の内容及び当社（出資者側）による出資者トランザクションの作成日時を記録したトランザクションを作成し、出資者のために当社（出資者側）の管理する秘密鍵を用いて当該トランザクションに署名することで、署名済の出資者トランザクション（以下「署名済出資者トランザクション」という。）を作成する。

エ 当社は、上記ウで作成した署名済出資者トランザクションを、実証用ibet for Finに対して送付する。また、この署名済出資者トランザクションが実証用ibet for Finに記録されることによって、営業者はE-Primeシステムを利用して当該署名済出資者トランザクションの内容を認識できる。なお、この署名済出資者トランザクションの実証用ibet for Finでの記録をもって、第三者対抗要件に係る匿名組合出資持分に含まれる債権に関する出資者の営業者に対する通知と評価可能である。

オ 実証用ibet for Fin上に上記エにより署名済出資者トランザクションが記録された後、匿名組合出資持分の譲渡の効力要件である民法第539条の2に基づく営業者の承諾を行うために、営業者は、E-Primeシステムを用いて当該署名済出資者トランザクションの内容を確認する。

カ 営業者は、上記オにより当該署名済出資者トランザクションの内容を確認後、E-Prime

システム上に表示される承諾ボタンを押下することにより、当該署名済出資者トランザクションに関する匿名組合出資持分の譲渡を承諾する。当該承諾後、営業者は、E-Primeシステムにおいて、当該匿名組合出資持分の譲渡の承諾と承諾日時を記録したトランザクション（以下「営業者トランザクション」という。）を作成し、秘密鍵を用いて当該営業者トランザクションに署名することで、署名済の営業者トランザクション（以下「署名済営業者トランザクション」という。）を作成して、実証用ibet for Finに対して送付する。

キ 実証用ibet for Finは、上記カによる署名済営業者トランザクションを受領後、当該署名済営業者トランザクションをブロックチェーン上に記録する。このとき、ブロックチェーン上には、承諾にかかる内容（営業者アドレス、承諾ボタンの押下時間、上記(i)イで出資者トランザクションに記録される譲渡人及び譲受人のアドレス並びに移転数量）及び営業者トランザクションの作成日時が記録される。

ク 本実証においては、上記キの手続き完了後、出資者は、営業者に対して、当該匿名組合出資持分の譲渡の通知に係る内容証明郵便等による確定日付のある証書を送付する。なお、ここでは、実務慣行に従い、匿名組合出資持分のうち債権譲渡に係る部分の譲渡だけでなく、匿名組合出資持分全体の譲渡の通知に係る確定日付のある証書を作成することを想定している。

(ii-B) 承諾によって第三者対抗要件を具備する構成

ア 上記(ii-A)のアと同じ。

イ 上記(ii-A)のイと同じ。

ウ 当社（出資者側）は、匿名組合出資持分の譲渡の効力要件である民法第539条の2に基づく営業者の承諾及び債権譲渡における第三者対抗要件の特例の適用を受ける場合の、第三者対抗要件としての匿名組合出資持分に含まれる債権の譲渡に係る営業者の承諾を取得するために、E-Walletシステムを用いて、署名済出資者トランザクションを作成する。

エ 当社は、上記ウで作成した署名済出資者トランザクションを、実証用ibet for Finに

対して送付する。なお、この署名済出資者トランザクションが実証用ibet for Finに記録されることによって、営業者はE-Primeシステムを利用して当該署名済出資者トランザクションの内容を認識できる。

オ 実証用ibet for Fin上に上記エにより署名済出資者トランザクションが記録された後、匿名組合出資持分の譲渡の効力要件である民法第539条の2に基づく営業者の承諾及び債権譲渡における第三者対抗要件の特例の適用を受ける場合の、第三者対抗要件としての匿名組合出資持分に含まれる債権の譲渡に係る営業者の承諾を行うために、営業者は、E-Primeシステムを用いて当該署名済出資者トランザクションの内容を確認する。

カ 営業者は、上記オにより当該署名済出資者トランザクションの内容を確認後、E-Primeシステム上に表示される承諾ボタンを押下することにより、当該署名済出資者トランザクションに関する匿名組合出資持分の譲渡を承諾する。当該承諾後、営業者は、E-Primeシステムにおいて、当該匿名組合出資持分の譲渡の承諾と承諾日時を記録した署名済営業者トランザクションを作成して、実証用ibet for Finに対して送付する。

キ 実証用ibet for Finは、上記カによる署名済営業者トランザクションを受領後、当該署名済営業者トランザクションをブロックチェーン上に記録する。このとき、ブロックチェーン上には、承諾にかかる内容（営業者アドレス、承諾ボタンの押下時間、上記(i)イで出資者トランザクションに記録される譲渡人及び譲受人のアドレス並びに移転数量）及び営業者トランザクションの作成日時が記録される。この記録がなされると同時に、当社（出資者側）は、当該記録の内容（すなわち、営業者による当該匿名組合出資持分の譲渡承認の内容とその日時）を認識可能となる。

ク 本実証においては、上記イからキと並行して、営業者は、出資者に対して、当該匿名組合出資持分の譲渡の承諾に係る内容証明郵便等による確定日付のある証書を送付する。なお、ここでは、実務慣行に従い、匿名組合出資持分に含まれる債権のだけではなく、匿名組合出資持分全体の譲渡の承諾に係る確定日付のある証書を作成することを想定している。

(iii) デジタル対抗要件システムにおける対抗要件具備

ア 匿名組合出資持分の譲渡に係る営業者の承諾

上記（ii-B）カに記載するとおり、営業者が、E-Primeシステム上に表示される承諾ボタンを押下することをもって、債権譲渡における第三者対抗要件の特例の適用を受ける場合

には、第三者対抗要件に係る当該匿名組合出資持分に含まれる債権の譲渡に係る営業者の承諾と評価可能である。

イ 匿名組合出資持分の譲渡に係る出資者の通知

上記（ii-A）エに記載するとおり、署名済出資者トランザクションが実証用ibet for Finに記録されることをもって、債権譲渡における第三者対抗要件の特例の適用を受ける場合には、第三者対抗要件に係る当該匿名組合出資持分のうち債権譲渡に係る部分の譲渡に係る譲渡人による通知と評価可能である。

② デジタル対抗要件システムに対する措置

(i) 上記2. (2) ① (ii-A) キ及び同① (ii-B) キに記載するブロックチェーン上の記録について、出資者又は営業者は、申請者に対してデジタル対抗要件システムにおける記録事項を証明する書面の発行又は電磁的記録の提供を請求することができる。申請者は、請求者に対して、申請者が定める様式に従って、当該記録事項を証明する書面を発行又は電磁的記録を提供する。

(ii) 出資者は自らの通知又は営業者の承諾の内容及びそれらが行われた日時をE-Walletシステムを利用し、当該通知又は承諾に係る実証用ibet for Fin上の記録を閲覧することによって、確認することができる。

また、営業者は自らの承諾又は出資者の通知の内容及びそれらが行われた日時を、E-Primeシステムを利用し、当該承諾又は通知に係る実証用ibet for Fin上の記録を閲覧することで、確認することができる。

なお、本実証においては、出資者及び営業者がデジタル対抗要件システムを用いた通知又は承諾を申請者に委託しており直接E-Walletシステム又はE-Primeシステムを利用していないことから、申請者が当該通知又は承諾の内容及びそれらが行われた日時の記録を出資者又は営業者に提供する。

(iii) 本実証を実施する情報環境

ア 実証環境

本実証において稼働する E-Prime システム、E-Wallet システム及び実証用 ibet for Fin はいずれも当社の社内環境で運用される。実証用 ibet for Fin は実用時に稼働する ibet for Fin（すでに金融機関8社と当社で運営しているコンソーシアム型のブロックチェーンをいう。）と同様の機能を有していることから、実用化を想定したブロックチェーンを活用する機能の実証ができる。したがって、本実証は、実用時の運用環境と同様の確認・検証ができる情報環境の下で行われる。

イ 実証環境のセキュリティ

デジタル対抗要件システムは日本国内の Amazon Web Services (以下「AWS」という。) 上で稼働する。AWS は運用・保守安全基準として、セキュリティ運用管理に関する公的認証として ISO/IEC27001(情報セキュリティーマネジメントシステム)及び ISO27017(クラウドシステム情報セキュリティーマネジメントシステム)を取得している。また、実証環境で稼働するデジタル対抗要件システムを運用する当社は公的認証として ISO/IEC27001(情報セキュリティーマネジメントシステム)を取得している。

ウ 改ざん防止・検知

実証用 ibet for Fin はブロックチェーンの特性を活かして、データが同期された複数のノードで構成されている。複数のノードのうちの特定のノードのデータが改ざんされた場合、当該ノード以外のノードでデータの矛盾を検知して、実証用 ibet for Fin 全体で改ざんされたデータを持つノードによる情報更新を採用しないことで実証用 ibet for Fin 全体の改ざん防止と改ざんの検知を可能としている。また、複数のノードでデータを同期していることから、特定のノードの不具合によるデータ毀損は他のノードからのデータにより復旧が可能となる。さらに、ibet for Fin (実証用 ibet for fin ではなく本番稼働しているネットワーク) の環境では、E-Prime システム及び E-Wallet システムにおいては Web アプリケーションファイアウォールを導入し、通信を監視している。その上でアクセスできる者を IP アドレスを利用して制限し、E-Prime システム及び E-Wallet システムを利用できる者はそれぞれ、営業者若しくは出資者又はそれらの代理人に限定する仕組みになっている。

エ アクセス制限

実証用 ibet for Fin は複数のノードで構成するコンソーシアム型のブロックチェーンであることから、実証用 ibet for Fin にアクセスできる者を制限することが可能である。本実証においては当社の社内環境からのみアクセスが可能であり、社内環境において複数のノードを構築する想定である。なお、すでに稼働している ibet for Fin で運営しているネットワークについても、いくつかの金融機関や金融機関に IT サービスを提供するベンダー等限られた者のみがアクセスが可能である。そのため、ネットワークに参加していない外部からの不正アクセス行為を論理的に防止している。具体的には、ibet for Fin ネットワークにおいては、トランザクションに係る情報は、当該ネットワークに参加している限られた企業のサーバー間を伝達し合うことでデータ更新を行っており、情報伝達先が限定された状態で情報を連携している。そのため、ネットワークシステム上、当該ネットワークに参加していない外部企業等の第三者に情報が共有されることがない構成になっている。

オ デジタル対抗要件システムの時刻

E-Prime システム及び E-Wallet システムのサーバーは AWS 内で稼働しており、システムの時刻の同期は AWS の NTP サービス (Amazon Time Sync Service : <https://aws.amazon.com/jp/blogs/news/keeping-time-with-amazon-time-sync-service/>) (以下「NTP サービス」という。) を利用している。そのため、各システムを利用して ibet for Fin に記録される日時は NTP サービスによって同期された時刻を基にする。なお、AWS は Amazon.com, Inc. (以下「Amazon」という。) が提供する国内の金融機関を含めて様々な企業で広く使われているクラウドサービスであり、Amazon は ISO27001 を含めて様々な認証等を取っている (<https://aws.amazon.com/jp/compliance/programs/>) ことから信頼できる機関である。また、AWS の NTP サービスは Amazon が AWS 内で高精度の時刻を利用できるようにするため、世界各地域で協定世界時 (UTC) を算出している複数の衛星接続の原子時計のデータをもとに UTC を配信している。国内外で最大シェアのクラウドサービスである AWS を利用する国内の様々なサービスで AWS が提供する精緻な時刻として利用されている。

(3) 法第 2 条第 3 項第 2 号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証を通じて、以下のとおり、確認事項①から確認事項⑦を確認する。

確認事項①：【要件】産業競争力強化法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号

債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。

【検証】

上記 (2) ② (ii) の措置において、E-Prime システム及び E-Wallet システムの稼働状況に係る情報を取得し、債権譲渡通知等がされた日時及びその内容が適切に表示されているか、適時に閲覧が可能であったか等を分析し、債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の確認の容易性を確認する。

確認事項②：【要件】省令第 2 条第 1 項第 1 号

認定新事業活動実施者が、次に掲げる事項 (以下「記録事項」という。) を記録した通知等記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して 5 年間保存することとしていること。

イ 当該債権譲渡通知等がされた日時

ロ 当該債権譲渡通知等の内容

ハ 当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項

ニ 当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項

【検証】

上記ハの債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項としては、

ibet for Fin内の債権者が利用するibet for Finにおけるアドレスを、上記ニの債権譲渡通知等を受けた者を識別するための事項としては、ibet for Fin内の債務者が利用するibet for Finにおけるアドレスを用いることを想定している。実証用ibet for Finに記録事項が正確に記録されていたか、並びに実証用ibet for Finにおけるノード間のデータの同期状況、デジタル対抗要件システムにおけるデータ保存方法とその稼働状況が長期の保存に適した措置であったか等を確認する。

確認事項③：【要件】省令第2条第1項第2号

債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した書面を交付し、又は当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。

【検証】

上記(2)②(i)の措置において、記録事項の申請手続状況、記録事項を証明する書面又は電磁的記録の内容、及び当該書面の交付又は当該電磁的記録の提供状況に係る情報を取得し、適切に申請及び交付又は提供手続きが行われたか、証明する書面又は電磁的記録の内容に不足がなかったか等を分析し、債権譲渡通知等をした者の求めに応じて記録事項を記載した書面を交付又は電磁的記録を提供できることを確認する。

確認事項④：【要件】省令第2条第1項第3号

認定新事業活動実施者が新事業活動の廃止をしようとするとき、又は認定新事業活動の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の第1号の保存及び第2号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。

【検証】

検証対象外とする。

確認事項⑤：【要件】省令第2条第1項第4号

認定新事業活動実施者が第1号イの日時(当該債権譲渡通知等がされた日時)を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。

【検証】

デジタル対抗要件システムにおいて債権譲渡通知等がされた日時を記録するために用いる時刻が正確にAWSのNTPサービスの時刻を記録できていることを確認する。

確認事項⑥：【要件】省令第2条第1項第5号

債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第1号ハの事項(当

該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項)が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記録された者のものであるかどうかを確認することができること。

【検証】

上記(2)②(ii)の措置において、債権譲渡通知等を受けた者は、デジタル対抗要件システムを通じて、債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項と債権譲渡通知等に債権譲渡通知等をした者として記録された者に関する情報を上記(2)①(i)オのように取得し、両者が一致していることが確認できる措置を講じる。したがって、債権譲渡通知等を受けた者による上記取得方法や、取得した情報の正確性を確認し、債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項が債権譲渡通知等に債権譲渡通知等をした者として記録された者のものであることを適切に確認できる仕組みであることを確認する。

確認事項⑦：【要件】省令第2条第1項第6号

次に掲げる技術的安全管理に関する措置が講じられていること。

イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

【検証】

本件において、省令第2条第1項第6号にて規定される「通知等記録を取り扱う電子計算機」とはデジタル対抗要件システムのことを指す。以下当該システムを構成するE-Primeシステム、E-Walletシステム及びibet for Finについて、それぞれ要件を満たすか検証する。

① 上記イに関しては、上記(2)②(iii)エに記載のとおり、実証用 ibet for Finは複数のノードで構成するコンソーシアム型のブロックチェーンであり、当該通知等記録は、コンソーシアムのコンセンサスアルゴリズムに従って処理される。したがって、当該コンソーシアムのメンバー以外は当該通知等記録の処理ができない措置を採っているところ、デジタル対抗要件システムの稼働結果からコンソーシアムの構成メンバー以外のIPアドレスを持つシステムから処理できない仕様であったか及び当該コンセンサスアルゴリズムが正確に稼働していたかを確認する。また、E-Primeシステムはインターネットからアクセスできる仕様であることに鑑みて、営業者の接続元IPアドレスによりアクセスできる拠点を

限定できていたか、営業者がE-Primeシステムにログインする際に二要素認証等の手続きが可能であるかを確認する。また、申請者の社内からのデジタル対抗要件システムへのアクセスに関してもアクセスする端末の制限等の手続きがとられていたかを確認する。E-Walletシステムもインターネットからアクセスできる仕様であることに鑑みて、E-Primeシステム同様、出資者の接続元IPアドレスによりアクセスできる拠点を限定できていたか、出資者がE-Walletシステムにログインする際に二要素認証等の手続きが可能であるかを確認する。また、ibet for Fin上のE-Primeシステム及びE-Walletシステムの基盤については、特定の作業者が、事前に作業内容等の承認を受けた場合のみ、アクセスできる承認ワークフローを確立していることを確認する。また、承認されていないアクセス有無、ネットワークに意図しない変更がされていないかをアクセスモニタリングで確認する発見的統制の実施状況を確認する。

- ② 上記ロに関しては、上記（２）②（iii）エに記載のとおり、ネットワーク自体は一定の企業で運営する仕組みを採用しており、また、上記（２）②（iii）イに記載のとおり、デジタル対抗要件システムにおいてはISO/IEC27001に適合した情報セキュリティ措置を講じている。したがって、実証においてサイバー攻撃への耐性に係る情報を取得し、不正アクセス行為を防止措置として十分な措置であったかを確認する。また、上記①同様にE-Primeシステムに関してはインターネットからアクセスできる仕様であることに鑑みて、適切な営業者からのアクセスであったか、E-Primeシステムへのログイン時の二要素認証等の手続きが可能か、申請者の社内からのデジタル対抗要件システムへのアクセスに関してもアクセスする端末の制限等の手続きがとられていたかを確認する。
- ③ 上記ハに関しては、上記（２）②（iii）ウに記載のとおり、ブロックチェーン技術による改ざん防止や検知の仕組みにより措置を講じている。したがって、実証において当該改ざん防止措置及び検知機能が正しく稼働したかを確認する。また、デジタル対抗要件を通じて伝えられるデータにおいて出資者の情報が暗号化されて情報の取得が必要な営業者等しか閲覧できないことを確認する。E-PrimeシステムとE-Walletシステム間が機密性が高い方法により通信されているか、ibet for Fin上では各システムが多重化等の施策により可用性が高く保っているかを確認する。

なお、省令第２条第１項第７号に規定する「認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格27001に適合している旨の認証を受けていること」について、申請者は2021年7月22日に国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格27001の認証を受けている

(認証登録番号：ICMS-SR0388)。

また、本実証において、参加者等の同意を取得したときはその旨を、本実証の終了後に実証結果を、本実証の実施に関し事故等があったときはその状況と講じる措置の経過を、それぞれ法務大臣及び経済産業大臣に報告する。

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

認定後、本実証の開始の準備が完了した日から2ヶ月後の日が属する月の末日まで

(2) 実施場所

東京又は大阪(申請者のサーバー)

4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(1) 参加者等の範囲

①営業者、出資者(匿名組合出資持分の譲渡人)及び匿名組合出資持分の譲受人②債権者、債務者及び金銭債権の譲受人

(2) 参加者等の同意の取得方法

申請者が、上記(1)の参加者に対して、事前の説明に基づき同意を取得する。

5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 新技術等実証の実施に必要な資金の額

約105万円

(2) その調達方法

申請者の自己資金及び参加者等からの調達による。

6. 法第2条第3項第2号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

民法第467条、民法施行法第5条、産業競争力強化法及び産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令

本実証にあたり、既存の第三者対抗要件具備の方法である確定日付のある証書による通知又は承諾に加えて、上記2.(2)に記載する新たな通知・承諾方法を併用するものであり、新技術等関係規定に違反するものではない。

【参考】

(1) 民法(明治29年法律第89号)

(指名債権の譲渡の対抗要件)

第467条 債権の譲渡(現に発生していない債権の譲渡を含む。)は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

(2) 民法施行法(明治31年法律第11号)

第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

- 一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス
 - 二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス
 - 三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス
 - 四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス
 - 五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス
 - 六 郵便認証司（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ従ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス
- 2 指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項ニ規定スル指定公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報（以下日付情報ト称ス）ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ当該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル
- 3 前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス

(3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）

（債権譲渡の通知等に関する特例）

第11条の2 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下この項において「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って提供する情報システム（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

- 一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。
- 二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2から4 （後略）

(4) 産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令

(令和3年法務省・経済産業省令第2号)

(債権譲渡通知等の記録保存及び改変防止のための措置)

第2条 法第十一条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 認定新事業活動実施者（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。以下同じ。）が、次に掲げる事項（次号において「記録事項」という。）を記録した通知等記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して五年間保存することとしていること。

イ 当該債権譲渡通知等がされた日時

ロ 当該債権譲渡通知等の内容

ハ 当該債権譲渡通知等をした者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項

ニ 当該債権譲渡通知等を受けた者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項

二 債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記載した書面を交付し、又は当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。

三 認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って実施する新事業活動（第七号、第四条及び第六条において「新事業活動」という。）の廃止をしようとするとき、又は法第十条第二項若しくは第三項の規定により認定新事業活動計画の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の第一号の保存及び前号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。

四 認定新事業活動実施者が法第十一条の二第一項に規定する情報システムにおいて第一号イの日時を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。

五 債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第一号ハの事項が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記載された者のものであるかどうかを確認することができること

六 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置が講じられていること。

イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知

等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

七 認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格二七〇〇一に適合している旨の認証を受けていること。

7. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容なし

8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 連絡責任者の氏名 | 株式会社BOOSTRY 代表取締役社長 佐々木 俊典 |
| (2) 住 所 | 東京都千代田区岩本町三丁目9-2 PMO岩本町4F |
| (3) 電 話 番 号 | 070-4294-7073 |
| (4) 電子メールアドレス | t-sasaki@boostry.co.jp |

9. その他
なし

経済産業省

様式第十五（第6条関係）

新技術等実証計画に対する見解書

官 印 省 略
20220829情第39号
令和4年9月15日

新技術等効果評価委員会

経済産業大臣臨時代理
国务大臣 岡田 直樹

令和4年8月29日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第4項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者
株式会社BOOSTRY 代表取締役 佐々木 俊典
2. 当該新技術等実証計画が提出された日
令和4年8月29日
3. 認定の可否に関する見解
法第8条の2第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし。

様式第十五（第6条関係）

新技術等実証計画に対する見解書

法務省民制第137号
令和4年9月7日

新技術等効果評価委員会

法務大臣 葉梨 康弘
(公印省略)

令和4年8月29日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第4項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者
株式会社BOOSTRY 代表取締役 佐々木 俊典
2. 当該新技術等実証計画が提出された日
令和4年8月29日
3. 認定の可否に関する見解
法第8条の2第4項第3号に適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし